

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市は、豊かな水資源や温暖な気候に恵まれていると共に、交通網は、JRの2つの駅、東名及び新東名の各高速道路へのアクセス、静岡空港へのアクセスなど利便性が高く産業活動に適している。また、遠洋・沖合漁業の拠点である全国有数の水揚げ量を誇る焼津漁港を有し、「さかなのまち」として水産業を中心に商業、製造業、建設業など多岐にわたる業種が地域に根ざし発展を遂げてきた。

人口は、昭和35年以降増加傾向にあったが、平成22年をピークに減少に転じ、令和2年国勢調査時点では136,845人であった。このうち年齢階層ごとの割合は、15歳未満が12.2%、15歳以上65歳未満が57.8%、65歳以上が30.0%となっており、少子高齢化が進行し、生産年齢の割合が減少している。

産業構造は、平成28年の経済センサスによると、事業所数6,328件、うち第一次産業40件(0.6%)、第二次産業1,641件(25.9%)、第三次産業4,647件(73.4%)となっている。なかでも、水産加工業は焼津漁港の後背地や水産加工団地などで、地元や輸入・移入の原魚を使って盛んに行われ、節類や練製品、冷凍食品など、県内有数の加工品生産高を誇っている。

本市では、「焼津市中小企業・小規模企業振興基本条例」を平成29年に制定し、中小企業・小規模企業の振興の重要性を認識すると共に中小企業・小規模企業を支えることで、地域経済の活性化及び市民生活の向上を目指してきた。一方で、経営者の高齢化や後継者の不在、機械設備の老朽化などの内的要因や、原材料の不足、原油・原材料価格の高騰などの外的要因により新たな投資が難しくなっている。

#### (2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済の発展を目指す。

これを実現するため、計画期間中に50件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した中小企業の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

### 2 先端設備等の種類

本市内全ての中小企業者の生産性向上を推進するため、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に規定する先端設備等全てとする。

### 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

#### (1) 対象地域

本市では、市内全域にわたり中小企業が立地しているため、本市の全域を対象とする。

#### (2) 対象業種・事業

本市では、水産業を中心に商業、製造業、建設業など多岐にわたる業種が立地しているため、全業種、事業内容等を対象とする。

### 4 計画期間

#### (1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の期間は、国が同意した日から2年間とする。

#### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は、3年間、4年間または5年間とする。

### 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・生産性向上の取組において、人員削減を目的とした取組は対象としない。
- ・公序良俗に反する取組や、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員並びにこれらの者に準ずる反社会的団体及びその構成員、またはその利益となる活動を行う者は対象としない。
- ・専ら風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う者は対象としない。